

埼玉県告示第百十五号

告 示

令和元年埼玉県告示第六十三号で公示した基本測量は、令和二年一月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第一百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十八日

埼玉県知事 大野元裕